

第十三回 参議院通商産業委員会競輪に関する小委員会会議録第三号

昭和二十七年四月九日(水曜日)午後一時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 結城 安次君

委員 古池 信三君
重宗 雄三君
松平 勇雄君
島 清君
境野 清雄君

委員外委員 中川 以良君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
会専門員 吉岡千代三君

説明員

通商産業省通商機械局車両部長 畔藤嘉一郎君
機械局車両課長 田邊 光次君
参考人 川崎市経済部長 辻 松一君

参考人

全国競輪施行者協議会事務局長 鈴木 茂七君
自転車振興連合会事務理事 石坂善五郎君
自転車振興連合会管理部長 小西 要君
自転車振興連合会理事 鈴木 隆君
埼玉県営競輪事務所所長

本日の会議に付した事件
○自転車競技法の改正に関する件

○委員長(結城安次君) それではこれから競輪に関する小委員会を開会いた

します。

小委員会といたしましては競輪法改正案に関する問題、又競輪選手に関する問題と種々ございまして、それらに関する事情を聴取したいと思ひます。本日は自転車振興会連合会代表のほかに施行者側といたしまして、川崎市から田邊君、埼玉県から鈴木君、施行者協議会から辻君、以上三君の御出席を頂いておりました。本日の議事の進行上、先ず前回に引続いて島君からでありましたが、まだ見えておりませんので、施行者側のほうから一つ御意見を伺いたいと思ひます。施行者代表の川崎市経済部長田邊光次さんから競輪法改正案に対するお話を伺いたいと思ひます。

○参考人(田邊光次君) 非常にお忙がしいところを私どもの競輪の問題につきまして、お取上げ下さいまして御審議を頂いておりました。誠に有難く恐縮に存じます。施行者側の意見といたしましては、大体辻局長が私ども一応考えていることをまとめまして申し上げまして、それから御質問にございまして私どもがあとはお答えいたしたいと思ひますから、その点で御了承頂きたいと思ひます。

○委員長(結城安次君) 承知いたしました。それでは全国競輪施行者協議会事務局長辻松一さんからお話願ひます。

○参考人(辻松一君) 今回の改正法に對しまして全国の協議会が決議をいたしました。先般もお願いを申上げたと思ひますが、改正法に対する希望意見を

を申述べたいと思つております。

お手許に書類を差上げてございまして、改正法案に対する要望事項というものがございますが、第一番に申し上げたいのは施行目的の限定でございます。本来本法は自転車産業の振興と地方財政に寄与するといふふうなことでありまして、同時に又地方の財政事情もまだ好転をいたしておられないような状況にございまして、而も競輪は地方自治体の責任と努力においてなされていられる企業でございまして、これから上りまるところの収益につきましては、自転車産業の振興に支出すべき額を国庫納付金にさして頂きます。これは苦しい地方財政に寄与するために使えるようにして頂きたい、かように考える次第でございまして、次に競輪場の設置の制限の問題であります。これは、これにつきましては都道府県、或いはその他人口、財政等のいろいろな相違もございまして、こういうふうな点も十分勘案を頂きます。合理的に一つ決定をして頂きたいというふうなことを考へてございまして、それから開催回数に制限をございまして、開催回数を制限するといふことが通産大臣によつてございまして、これは現在の地方財政には重大な影響を持つものでございまして、又施行者にとり人口、財政、或いは職災その他の特殊事情も種々違ひますので、命令によつて定めざる場合には、直接施行者の意見を十分聴取をして頂くように一つ希望をいた

したいと思つてございまして。それから車券購入禁止の範囲であります。これがこれにつきましても、大体現在におきましては競輪に關係する政府職員並びに自転車振興会連合会役員にあつてはすべての競輪について車券購入を禁止せられたと、まあ現在連合会や政府職員はやつておりませんが、選手全体に直接非常に關係の深い振興金の職員にあつても、大体買わないほうが安当ではないかといふふうなことを考へてございまして、車券購入の禁止といふふうなことを考へられたこと、かように考へるのであります。次に国庫納付金でございまして、国庫納付金につきましても、現在の競輪でございまして、実際の所要経費と利益とがとんとん／＼の状態にございまして、大体におきまして三千万円の線は丁度収支一ぱいという關係を頂きます。うしてその代りに百分の四を課して頂く、若しそれができないときには全体に百分の三といふこととして頂きます。そして、而も売上げの少い三千万円といふふうなものに對しましてはこれを免除し、又五千万、六千万という程度のものにつきましては軽減をして頂く、かように考へてございまして、現在の国庫納付金の状況を申上げますと、二十六年度の、一部推定は入つてございまして、施行者の全体の利益は約三十六億に相成るのでございまして。そして、国庫に納付すべき納付金は大体におきまして二十五億と想定

せられるのであります。先ほども申し上げましたように、施行者みずからの努力と責任においてやつてございまして企業であるにもかかわらず、その利益の、相当施行者の利益に近い金が国庫納付金に使われると、取められると、而も大部分は一般国庫の歳計に入ります。本年の分は六億といふふうな状況でございまして、一般歳計に入るといふふうな状況でございまして、地方財政の苦しい折から、大体におきまして国庫納付金をできるなら百分の三、併しなら六、七千万円以下のものにつきましても、低額に一つして頂きたい、かように考へる次第でございまして、それから振興會對する交付金でございまして、これは百分の三以内におきまして必要とする経費を支払う、こういうふうな考へてございまして、それから競輪場の登録の問題でございまして、これも余りこたわるようには考へられないのであります。が、受託をする、つまり振興会に実施面を委託いたしますが、受託を受ける団体の連合会に施行者が競輪場の登録をしなければならぬといふのは、ちよつとおかしいように考へられます。で、これも一つ通産省なりその他に登録をするように、こういうふうな考へてございまして、それから、お施行者の主体性の確立であります。この改正法によりまして、一体に振興会と施行者と共同で、法文の形で何か少しびんと来ないものがある、例

えは第十三条の秩序の維持等につきましても、双方が秩序の維持に当ると、こういうふうなことになるておりますが、これは施行者が全体の秩序の維持の責任を負うべきであつて、そうして振興会が委任された範圍において責任を負うというふうな考へるわけであり

○委員(結城安次君) 只今のお話に何か御質問がございますか……主として改正法に対する御意見……何かございせんか……

○島清君 只今の辻さんちよつとお伺いたしますが、辻さんから御覽になりまして、私も初めてこの前京王閣の競輪場を見せて頂いたのでありますが、相当無駄があるのではないかと、何と言いますか、合理化を図れば非常に無駄が省けるのではないかと、いろいろなことを痛切に見て参つたのでございまして、そういうふうな点にございましては、どんなふうにお考へてございませうか。

○参考人(辻松一君) 大体におきまして当初におきましては、初めてできた仕事でありまして、施行者も不慣れのためにそういう面もあつたように承知をいたしておりますが、その後大体運営等につきましても慣れて参りますし、運営の合理化等につきましても十分留意をいたしておりますので、無駄な金を使わずに少しでも地方財政に寄与できるようにというふうなことで、漸次改良されて参つていくように考へる次第でございます。

○委員(結城安次君) 只今のお話に何か御質問がございますか……主として改正法に対する御意見……何かございせんか……

○島清君 よくその御答弁の趣旨はわかるのでございますが、もう少し詳しく御説明頂ければ非常によろしいかと思ひます、と申上げますのは、例へば法規にございまして、施行細則でございましては、それに競輪を施行いたします場合にいろいろの開催執務委員ですか、そういう人々が大勢おられるようでありまして、そういうかたがたが何か一つ競輪場ですか、振興会ですか、そういうところの地域的なものに所屬しているようでございますね。ああいうものをもつと訓練し、もつと高度に活用するならば、そこらあたりから非常に経費が節約できるのではないかと、こういうふうな印象を非常に深くしたのでございまして、そういうような面についてはどうなんでしょうか、施行者側といたしましては……

○委員(結城安次君) どなたでもよろしくございまして、施行者側……

○島清君 若し私がお伺ひした要点がはつきりしなければもう一遍申上げてもよろしいかと、或いは辻さんがお答へになる範囲ではないかも知れませんが、つまり大勢の人が競輪を施行いたします場合に、一競輪場に必要欠くべからざるどころの技術を持つたかたが、執務をしておられるわけにございまして、そういうかたがたが一競輪場と言へば或いは語弊があるかも知れませんが、少くとも地域的にだけ所屬しているわけにございまして、そういうことは技術の面からいたしますならばもつと高めて、磨いて行かなければならぬにもかかわらず、一地区の競輪場に所屬してございまして、その技術を磨くと言ひますか、或いは知識を高めると言ひますか、それ

○参考人(田邊光次君) お答え申し上げます。島先生の御趣旨は私どもも一応御尤もと思ひますが、大体におきまして執務を実行するものは振興会が委任を受けてやつてございまして、振興会は、その県に例へば三つなり、四つなりの競輪場が……私のほうは四つございまして、そういう所は六日ずつの開催でございますから二十四日というものはどうしても勤務するのでございまして、振興会の非常な勞力的負担と言ひましようか、そういうものは非常なものであらうと私どもはのほりに限りましては考へられるわけにございまして、併しながら一県に一つしか競輪場がなく、一つの振興会がその六日だけに相当な給料とか月給とかをもらつて、あとの間は余り用もないという、そういう所は、いさ少し合理化したならば何とか方法はあつたのではないかと、そういうことにつきましては、それは広い意味におきましては、確かに振興会の方面におきましては、そういう点は研究の余地があると思ひます。この分野は振興会のほうのお答えとしまして、私どものほうの主権者側から見ますならば、これも一県に一つある所と四つある所とは非常に違ひまして、一つしかない所でも、現在

一開催に必要な執務委員というものはおいてございまして、こういう所におきましては、この人員とか、仕事の合理化というふうな点におきまして、広い意味で言ひますならば、つづぱり振興会同様考へられる点があるかと、いろいろにも思ひますが、これもやはり何分にも県のほうも違ふことだし、市のほうも違ふこととございまして、市役所なら市役所、或いは県なら県におきまして、専任の仕事に他の業務も併せてやつてゐる。例へば復興宝くじというふうなものも管轄したり、いろいろもしてかれこれ一カ月前というものが事務分量の暇のないような方法におきましてその県なり、その市なりが責任を持つて現在やつてゐるわけにございまして。競輪だけ眺める場合には、今、島先生がお尋ねの合理化する点も多々あらうかと、又その点考慮する余地があるかと思ひます。まあ実行はそんなふうでございまして。

○参考人(辻松一君) 施行者の関係だけについて申上げますれば、只今島先生の御質問にございましては、合理化に進んでおると申上げましたが、それにやや具体的なものを各年度を逐つて簡単に申上げたいと思ひます。昭和二十三年度におきましては、所要経費というふうなものが大体売上げの二一%九というふうにかかつておつたのでございまして、その後漸次減りまして、二十五年には八%六と、これに相成りまして、二十六年は、これは一部想定が入つておりましたが、八%九と、これには八%九と、二十五年に比べて少

し殖えておりますが、これは物価の値上り等が相当、二割くらい少くとも繰り込まなければならぬ、同時に人件費等も相当上つておるので、そういうものを考慮いたしますと、施行者側におきまして経費におきましては、大体におきまして合理化されておる、こういうふうな考へられるのであります。

○委員(結城安次君) 大抵あれでございまして、所要経費というものは、辻さんのお考へてはどの程度で上げることが理想的だと思ひますか。

○参考人(辻松一君) まあ大体八%くらいのところを遂行できるようにできたら理想的だと思ひます。ただ最近物価も非常に上つて参つておるので、そういう方向に向つて参つて、所要経費の合理化に努めて参りたいと思ひます。

○島清君 先ほど田邊さんからお答へがありました点でございまして、田邊さんのお答への部分は地域的な範圍で了承できるのでございまして、私はあの審判員などというものは相当自動車に對しては權威と見識を持たなければならぬと思ひますので、その臨時的なことでは健全なる競技の發展は望みにくいのではないかと、そう思ひますので、むしろこれは連合会のほうですが、まあ一つの審判員の例でございまして、こういうものを統合されて大きな機構をお持ちになりました、全国的な競輪開催と睨み合せて、こういうものをお使いになるというところが望ましいのではないかと私は考へますが、一つ審判員の例を取つたのでございまして、併し審判員以外にもそういう特殊な技術を要するものがあるのではないかと、思ひますので、こういう点を連合

し殖えておりますが、これは物価の値上り等が相当、二割くらい少くとも繰り込まなければならぬ、同時に人件費等も相当上つておるので、そういうものを考慮いたしますと、施行者側におきまして経費におきましては、大体におきまして合理化されておる、こういうふうな考へられるのであります。

○委員(結城安次君) 大抵あれでございまして、所要経費というものは、辻さんのお考へてはどの程度で上げることが理想的だと思ひますか。

○参考人(辻松一君) まあ大体八%くらいのところを遂行できるようにできたら理想的だと思ひます。ただ最近物価も非常に上つて参つておるので、そういう方向に向つて参つて、所要経費の合理化に努めて参りたいと思ひます。

○島清君 先ほど田邊さんからお答へがありました点でございまして、田邊さんのお答への部分は地域的な範圍で了承できるのでございまして、私はあの審判員などというものは相当自動車に對しては權威と見識を持たなければならぬと思ひますので、その臨時的なことでは健全なる競技の發展は望みにくいのではないかと、そう思ひますので、むしろこれは連合会のほうですが、まあ一つの審判員の例でございまして、こういうものを統合されて大きな機構をお持ちになりました、全国的な競輪開催と睨み合せて、こういうものをお使いになるというところが望ましいのではないかと私は考へますが、一つ審判員の例を取つたのでございまして、併し審判員以外にもそういう特殊な技術を要するものがあるのではないかと、思ひますので、こういう点を連合

し殖えておりますが、これは物価の値上り等が相当、二割くらい少くとも繰り込まなければならぬ、同時に人件費等も相当上つておるので、そういうものを考慮いたしますと、施行者側におきまして経費におきましては、大体におきまして合理化されておる、こういうふうな考へられるのであります。

今から申上げる議論は成立しないと思
います。競輪場が余りたくさんあ
つては困るといふような今の通産省の
考え方からいたしますならば、競輪
場の設置というものは或る程度の制限
を受ける。或る程度の制限を受けま
すと、既設の競輪場のある所はその法律
の恩典に浴しますが、そうでない所
は浴しないといふところに法の趣旨
が、この恩典の及ぶところが非常に不
公平になりますので、この公平を期
するために調節を図らなければならん
といふのが当然に起つて参ると思つて
あります。その声の現れるところに
に、要するに競輪は何かの一つの団体
が或いはこれを施行者になつてやり、
そうして上つたところの競輪の収益は
全国の地方団体のほうにこの施をし
なければならん。施しといふ言葉はち
よつと語弊があります。その地方
財政のほうに寄与するようにしなけれ
ばならないといふことの理論は、その
制限を受けるという制約の前では私は
正しいと思つて。従いまして、そ
れじや誰が一体競輪をやるかというこ
とは、或いは地方財政委員会のほうで
やつたらよろしいのじやないかといふ
ような考え方も起つて来ると思つて
が、こういうような制約の下に、競輪
を施行して行かなければならぬ場合
に、只今私が申上げたようなこの理論
のあり方については、辻さんどうい
ふにお考えでございますか。

ある団体の財政に寄与しよう、こうい
うふうなことでありまして、大体の基
準をきめまして、多いところでは年間
について一競輪場につきまして七、八
回を貸しておるといふふうなところも
ございます。少いところでは二回くら
い貸しておるといふふうなところも
ございます。大体におきまして、普通の
中都市におきまして、現在のところ
は年間八回みずからやりまして、そ
うして四回を貸すといふふうなことで、
漸次そういうふうな方向に参つてお
りまして、昨年あたりから比べます
といふと、本年は余ほど貸す分が大
きくなつておるといふふうなところ
があります。なお、もつと範圍を狭
めて他府県にといふふうなことも
あるようでありまして、この問題
は、地方各施行自治体が相当の投資を
いたしまして、中にはまだみずからの
投資をした部分を、総体の利益を挙げ
ても持つておらんといふふうなもの
もありますし、またよそに十分貸すの
には今少し困るといふふうなもの
もあると思つてあります。現に
今、大体他の団体にも貸す、こういう
傾向になりつつあるのでございます。
なお他の団体、或いは他府県にとい
ふふうなことになりますと、使用人であ
る私からは余りどうもその問題につ
いては積極的の意見を申し上げたい
でありますから、お許しを願つておき
たいと思つておきます。

これ以上選手を殖やしますと、選手の
かたが生活が非常に脅かされるので
ないかといふふうな考えられるのであ
ります。千人の検定を、登録選手
を殖やするといふ目的は、何か今十
カ所でございますか、通産省のほう
に競輪場の新設を申請してある地方団
体があるのではありませんか、そうい
うことは許可になるものであるといふ
前提の下に二十七年の千人の選手の
検定を見込まれておるわけにござい
ますか、ちよつと御説明願ひたいと思
います。

お渡し申上げてあると考えます
が……。
○鳥清君 そうですか、いつ頃です
か。今日ですか。
○参考人(石坂善五郎君) いや、前
に。
○鳥清君 前にですか。
○参考人(石坂善五郎君) 一応御説明
申上げましょうか。
○鳥清君 ちよつと概略的におつしや
つて下さい。
○参考人(石坂善五郎君) お手許に登
録選手数異動表、昭和二十六年四月一
日から二十七年二月二十九日までの状
況を御報告申上げております。登録の
取消しの中におきまして、本人の申出
によりまして取消したものが男子選手
百六十一名、女子選手十三名ござい
ます。それからNCCで選手の登録規
定に基いて検定をいたしてあります
が、その検定の結果、不合格に相成
りました選手は、男が四十二名、女が一
名であります。連続十五連敗、疾走選
手半数以下の清になりましてした選手が、
連続十五連敗、そういうつたいわゆ
る清外に落ちた場合には登録を抹消し
ますが、こういう制度を採用いたして
おりますが、これによりまして登録を取
り消したものは、男が百五十三人、
女が三十七名であります。それから自
転車競法違反、いわゆる不正協定を
の他にやりまして取消されたものが男
子選手十三名、それから登録を一カ年
ごとに更新をいたしておりますが、選
手の自発的の希望等によりまして更新
の申出がなかつた選手であります。こ
れが男子が二百七名、女子二十五名
であります。死亡選手は男子が六名、
女子二名であります。その他一名と、

こういうふうになつておりました、合
計男で五百八十三名、女子選手で七十
八名、これが登録の抹消を受けてお
ります。以上であります。
○鳥清君 この五百八十三名からの多
くの選手がスポーツマンとして、競輪
選手として身を立てて行こうとしたに
かかわらず、一年間でこんなになく
なるという事は、今石坂さんが言わ
れたところの理由ではどうしてもやは
り選手諸君の生活が不安定であるか
ら、そういうことになるのだという結
論を如何にも証明付ける御説明を下さ
つたような感を深くするのであります
が、このやめていつた選手の諸君が選
手当時に大体どういふふうな月収を得
て生活を賄つておつたかといふこと
をあらましてもうございまして、御説
明はできませんまいか、あらましまし
て……。
○参考人(石坂善五郎君) 選手の取得
額と申しますれば参加賞と賞金であり
ますが、大体先般お手許に差上げてお
きました配分回数の平均、この平均程
度、或いはこの平均以下の収入があつ
たのじやないかと、こういうふうに考
えております。
○鳥清君 何か選手の問題に入りま
したので、續けて質問してよろござい
ますか。
○委員長(結城安次君) お諮りいたし
ますが、競輪法改正案に関する何か御
質疑がございまして、この際継続
したいと思つて、ございませぬ
か……なければ前回の競輪選手に関
する質疑を續けて、鳥委員から御質問
願ひます。
○鳥清君 先日の小委員会でお西さん
に連合会のほうの予算面において選手

のために如何ように金が使われておるかというように御報告願いたいと申上げておきましたので、これに何かそうらしい資料があるやに思いますが、この説明を願えば非常によろしいかと思ひます。

○参考人(小西要君) 只今鳥さんから御質問でありましたのに対して書面を出しておきました。一応お読み願つたと思ひますが、連合会の予算の一部といたしまして選挙の斡旋料が

あります。これは選挙が納入するものではありません。振興会から納入させておるものであります。斡旋料とは、やや詳細に申しますと、選挙の出場を斡旋するに關して振興会が連合会に総経費の一部として負担するいわゆる分担金であるのであります。従ひまして斡旋に要する実費ではないのであります。主として連合会の経費を賄う収入は賦課金と斡旋料、総予算を一〇〇%といたしましてその中で賦課金は七〇%、斡旋料は二一・三%になつておるのであります。賦課金は振興会の収入であります。三%の交付金に応じて分担させておきます。それから斡旋料は開催手続の都度納入する負担金であります。従ひまして選挙に關する各種の経費と、それから斡旋料の収入とは直接の關係はございません。連合会の収入として直接選挙から徴収するものは単に選挙の登録手数料の年額約百八十万円のみでありまして、これは總予算の約一%に當つております。なお、本年度予算中直接間接に選挙に關しまして支出する概略の使途と、その金額は別表の通りでございます。別表を付けてありますので、御覽頂きたいと思ひます。その前

にちよつと申上げておきたいのは、この三角の印が付いておられますのは概算の金額を算出したてておられます。選挙の奨励費といたしまして三百万円、これは褒賞制度に充當いたしておられます。

○島清君 ちよつと小西さんお待ち下さい。資料はどれですか。

○参考人(小西要君) 自転車振興会連合会昭和二十七年年度予算に關する選挙関係支出予定額に關する件という資料を差上げてあります。選挙の奨励費は三百万円でありまして、これは優秀なる成績を挙げました選挙に奨励金その他を出してあります費用でございます。それから特別の競輪賞五十万円、これは優秀なる選挙の表彰に充ててあります。それから選挙の訓練費であります。これは千三百二十万円、選挙訓練のために日本サイクリスト・センターの維持費に使つてあります。それから競輪科学研究費三百三十万円でございます。これは選挙が走りま

す。これは選挙の登録を扱つております。男女十四名を使つております。配分課といたしましては二百八十万円、これは選挙の出場に關する斡旋事務をやつてあります。男女十六名を使つております。管理課百六十万円、選挙の褒賞、罰則、福祉等をやつてあります。事務でございまして、男女五名でございまして、それから選挙互助会の仕事をやつてあります。これが百万円、選挙の災害補償、厚生等に關する事務の従業者で男女六名でございます。事務費は四百万円でありまして、選挙関係の管掌各課におきます事務費の概算でございます。内訳を申し上げますと、消耗品は五十万円、通信運搬費として百五十万円、交通費百万円、印刷費百万円、予備費として五百万円別でございます。これは選挙互助会の経費に充てる額でございます。以上を合計いたしますると三千七百三十万円の概算になるのでございます。お答え申上げる次第であります。

○島清君 只今の資料はもう少し時間をあれて検討してみないと何です。今小西さんの御説明の中で斡旋料は選挙から徴収するものではない、別からとるのであるから直接選挙の負担する費用じゃないからこれは選挙と關係がないのだというふうな意味の御説明がありました。私は選挙が負担するとか負担しないというふうな対立關係に立つて物を申上げておるのでなくして、私は競輪というものは競輪施行者、それから振興会、選挙と、これが一体になつて、大なる目的は地方財政に寄与するということ、それから自転車等の改良等にあつて、これに寄与するというふうなこと、更に選挙側

が要望しておられます自転車競技を高めて行くということにあらうかと思ひますので、そこで連合会は、その振興会の連合体として公益法人の認可を受けてその仕事をしておられる、従ひまして全体が打つて一丸となつて逼迫漏しておる地方財政に寄与するという目的の一つのために協力し合ひなければならぬのでございまして、従つて、その斡旋料というものが直接に選挙から徴収しないから、これは選挙のほうとはそういう關係が深いのではないというふうな御議論はどうかと思ひます。ただ公益法人といたしまして、その仕事を遂行されておられます連合会が、二十六年度は八百万の繰越をやつておられる。更に選挙を斡旋することによつて、外部的には何か知らんその、通俗的な言葉で申し上げますと、ピンをはねておるのではないかと、うような印象を外部に与えておるといふこととございまして、若しあなたたちが周旋、斡旋料として予定されておるものが或いは選挙に返り、或いは自転車改良のほうに返り、或いは財政のほうに返るといたしましてならば、自転車競技のほうの趣旨からしてよろしいかと思ひます。いづれにいたしましても、一つの目的のために努力し合つておるわけでございますから、直接に選挙が負担をしないとも、選挙があつちに動かし、こつちに動かすことによつて得るところの収入であることには間違ひありませんので、これは世間的に言つて選挙手数料をあなたたちがのほうに譲つておられます通り、要するに昔で言ひますと、労働者を動かすことによつてその斡旋料を取るといふことと、いささかも私には違ひな

いように思えるのでございまして、そういうふうな解釈をして了解するといふことは、小西さん少し何か酷でございますし、どうか、どうでしようか。

○参考人(鈴木茂七君) 只今鳥先生から御質問でありまして、私たちのこの予算の立て方に対しての御批判、御意見だと思ひますが、現在私たちが連合会の予算を、最初競輪が発表する当時からいへば、こういう問題が、字句が使われておりましたので、この点を踏襲してありますのでございまして、或るほど鳥先生に言われてみると御尤もな点もあると思ひます。で、競輪がまだ始まりまして歴史が非常に少ないのですから、いろいろの点に矛盾はたくさんあると思ひます。今後大いにこういう点は改めて行きたいと思つております。

○島清君 これはまあ鈴木さんは非常に虚心坦懐に御答弁に相成つたので、大変に私は満足しております。その一つの目的のために、一つの最善な方法と最高手段を選んで、その表現に邁進したいというのが、委員会の改正法案と取組んでおる姿でありますからして、あなたたちのほうもそういう点は虚心坦懐に一つ直して頂きたいと、そういう御答弁を頂いて非常に満足でございます。もう一つこの前小西さんにお伺ひいたしましたときに、選挙の会を育成して行きたいと、指導して行きたいと、今は弱体であるから、境野委員から御質問のあつたときに、一体登録権なんというものは他のほうに移転が可能であるかどうかと、その選挙のほうに能力があると認められたときにはそれが移転可能であるかとい

うような御質問に対しては、あなたは弱体であるから育成強化を図りたいというふうなお説でございまして、更に私がその選手の強化を図りになるという立場でありながら、選手が個人個人の百円ずつの月額の負担を選手会長の会合できめて、これが徴収に対して連合会側は非協力の、わざ／＼非協力の通達をしておるのではないかと、こういうふうな質問を申し上げたときに、小西さんは非常に内部において選手が金を扱うということは外部によくない印象を与えるので、そういう通達を出したのだという御答弁でございまして、私その当時、どうも私たちは了解しにくい、御答弁であると申上げておいたのであります、この点についてもう一回お伺いしたいのでございませうが、あの通達は、各地区の振興会も忠実に履行いたしましたやつておるわけにございませうか、どうか。更に私がこの前、御質問を申上げて数日間たつておりますので、又はあの通達を撤回をされまして、成るほど月に一回ぐらゐの、選手諸君が自主的に会費を集めるということは、そう不自然でもない、これは協力したほうがよくないかというふうな心境にお交りになつていないか、どうか。ちよつと御説明を煩わしいと思ひます。

○参考人(小西要君) この問題につきましてちよつとお答え申上げます。先日、通達の面につきましての私の説明が多少足りませんので、その点を補足させて頂きたいと思ひますが、選手会が金を集めたいと思ひますが、我々我は何ら異議はないのでございまして、ただ競輪場内においての問題は、暫らくの間は従来の規定がありますので、中止するようにとすることを通達いたしました。なお今後の処置につきましては、只今いろいろ我々関係者で考究中でございますので、いま暫らくいたしましたならば、適当な方法を以て協力するなり助成するなりでき得るのじやないかと考えております。只今その程度のお答えしかいたしかねるのではありません。

○島清君 私の聞いた情報によりますと、或る振興会におかれましては、その程度の協力を忌避するようでは、選手の協力は得られない。そこで或る振興会においては、連合会の通達をむしろ拒否しておるといふふう聞いておるのであります。従いまして、折角連合会のほうも通達を出されて、それが十二分に拳を服膺され、そうして実行されてないとする、その威厳にもかかわりませうし、又誰か聞いてもその程度のものに対して協力しないということを聞かれたのでは、如何に口先の上では選手会の育成を図るのだ、その強化を念願してあるのだということを言われまして、ただそれは口先ばかりであつて、裏腹は違ひのだ、こういうふうな誤解をされないと限りませぬので、願わくば結論といたしましては、その程度のことば振興会が進んで協力をするというふうな態度に最後の結論を持つて行かれることが、競輪の健全な発達を念願しておりますところの関係者の慈眉を開くゆえんだと思ひます。折角考究中というふうな御答弁がございませぬので、これ以上は私は申上げませんが、願わくば、連合会におかれましては、この程度は欣然と喜んで協力をするというふうな態度を持つて行かれますよう

に希望しておきます。この百円の問題はこの程度にとどめておきます。この際私は、通産省側にお聞きしておきたいと思ひますが、今連合会のほうで選手を千人殖やせうということ非常に選手側にショックを与えまして、今ですら選手諸君は競輪場の数と現在の選手の数を比較いたしました場合に、必ずしも選手が足りないとは言えない、むしろ選手側のほうが余るくらいだといふふうな考えを持つておりますところへ、連合会のほうが千人も殖やせ、こういうふうな計画を立てられておるので、今あなたもお聞きなされては、自然にやめる選手の諸君が六百何名もあるといふので、その補充だと、こつこつやつておるわけにございませうが、通産省側といたしましては、今新設の競輪場は成るべくこれを許さないといふ方針をとつておられるのであります、現在の競輪場以外に殖やせなさいといたしますならば、選手の諸君が安んじてその技を磨き、そうして競輪に一生懸命になるといふ定安した線は、選手が何人くらいあればよろしいとお考えであるかどうか、そこらをちよつと御説明を願えたら幸ひだと思ひます。

○説明員(吉岡千代三君) 只今のお尋ねの問題は、選手の数の問題、それから一競輪場当りの開催回数、それから選手に対してする参加費その他給与の問題、こういうものと総合的に考えるべき問題かと思ひます。私どももいたしましては、選手はやはりこれは登録をされました以上は、まあ毎日練習をし、専業にならざるを得ない

という関係もございませぬので、少くとも、一般の労働者なり選手の年齢その他から考えましての生計費なり給与なり、スといふふうなものを考えまして、登録されておる選手につきましては、最小限の生活は維持できるといふことを頭に入れました、この選手に対する給与を考へるべきかと思ひます。なお選手の数の問題につきましては、只今のところ積極的にこれを大幅に増加するといふことは、私どもとしては考へておりませぬ。

○島清君 ここに選手を大幅に殖やせうといふお考えであるかどうかということをお聞きしておるのではなくして、現在の既設競輪場の数と選手の数を視み合せた場合に、選手側のほうの意向を聞いてみますと、もう現在の選手で、現在の競輪場であればむしろ選手は余つておるのだ、こういうふうな意向を持つておるわけです。そこで、選手がそういう不安の念を持つておるときに、たま／＼千人の検定登録選手を殖やせうといふ連合会の方針ですが、吉岡部長にお聞きしたいのは、選手諸君がそういう不安を持つておるが、この不安が解消するように、この程度のことばこの程度の収入が確保できるのだといふ具体的な説明が何いたかつたのであります。その説明がなされなければそれでよろしいのであります、この前、何か吉岡部長は現在A級の上のところに競輪選手全体の生活があるような御説明をしておられましたが、私がこの前競輪選手に諸君に競輪選手の生活の実態を少し知らしてくれといふことを要求いたしました、ここに出るおるようでありませぬ、それで見ますと、非常に驚く

ほど低いので、従いまして選手諸君が連合会のほうで千人殖やせうというのに対しては、自分たちの生活の防衛の建前から、これは動物本能からいたしましては直ちにピンといたしまして、生活防衛のこれは行動に移ると思ふのであります、そういたしまして、その不安の中においては競輪の発達というものは非常に困難じやないか、私はこれを心配しておるわけですが、ですから、もつと具体的に選手諸君の不安を解消し、そして競輪でも絶対に殖やさんなら殖やさんという方針であるとかいふような、そういう方針をお示し願えれば大変によろしいかと思ひます。

○説明員(吉岡千代三君) 具体的にいうことになりまして、これは大変むずかしいわけにございませぬ、少くとも平均いたしまして選手の収入を現在より低下する、そういうことがないようにな形におきまして考へて参りたいと思ひます。現在の収入につきましては、我々の調べました程度におきましては、ほぼ仮にこれを一般の労働者等の賃金と選手の年齢相当において比べますならば、必ずしもこれよりも低い、一般労働者の収入よりも低いといふことは言えないかと思ひます。ただ勿論普通の労働者といふ／＼違ひ面もございませぬ、一面参加費以外の費金を考へまして、今後御懸念のような点について十分考へたい、かように考へております。

○島清君 折角のお言葉でございませぬが、この前私が資料の提出を要求いたしました、各委員の手許に配付されておりますので、東京選手会の二

と

十六年度収入実態調査表というものがここに配付されておりますが、それを見ますと、二十五万以上五十万以下

の選挙の諸君が東京選挙会においてはA級の人が三八%あるのです。それからB級の選挙が十万円以上十五万円以下のものが二七%占めておるとい

うような形は、私はこれ自体から見まして、一般の労働者以上と言えないと思うのです。更にこれに選挙諸君はあつちこつちの地方へ出かけて行くのでありますからして、やはり参加費で

ございますか、それで頂きましたものじや足りないで、従つてそういうものから必要な経費を出して行きますと、これは私は適かに一般の労働者以下だと言ふことが言えることと思

つて、そういう一般の労働者の収入とおつかつてであるといはしますならば、生命をかけてやつておられるところの競輪選手に対して、それはお前たちの不安を解消して、そしてこれに精を出せよということ自体が非常に無理なように思はしてしやれないのです、只

今それはおつしやれなかつたらおつしやらなくてもよろしいございますか、こういうつたような実情に鑑みまして、どうか一つ健全な競輪の発達を折角念願されておられると思はしますし、そういう方向に指導の要点を置いておられると思はしますので、そこらに十二

分な配慮を煩わして、成るべくならば、選挙の数は今より以上は、もう競輪場は今より以上殖やさんという方針を堅持して行く、そして又自然にやめて行かなければならぬ選挙を補充して行かなければならぬというなら、これを最少限度にとどめる、そして現在

の登録選手の生活の安定を先ず図つてから次のことをお考えになる、こういうつたような方向に持つて行かれたらいいことを私は希望を申上げて置きます。

○境野清君 途中から私は参りましたので、初めのほうのお話を聞いておらなかつたのですが、今委員からお話をありましたので、その問題に關連して私のほうの考え方を申し上げたいと思つてありますけれども、今委員のお話によりまして、選挙数を増加するということ、現在の選挙諸君の生活をおびやかすのじやないかといううな御議論であり、併せて新しい競輪場を新設しないのなら、選挙数の増加ということ、現在の選挙に對しては非常な脅威だらうといううなお話を、私はこれはもう全然逆な考えを持つておるのであります、選挙数は増加することを是非私はやつて頂きたい、こういうふうにお考えしております。

これは特に今日全国の競輪施行者協議会のほうから出て来ておりますので、施行者協議会のほうのかたにお聞きしたいのでありますけれども、現在産産省がやつております閉催回数制限というものに対しては、施行者協議会としては全面的にこれは私は賛成を表明しているのじやないと思つております。大体閉催回数の制限というものをやられることは、非常に施行者自体としては苦痛な問題である、こういううに考へておるのであります、私どもは、これは一つの例であります、若しでき得るならば閉催回数の制限はせないて、若し關係の指定都市に貸すといううな場合が起りますなら、施行者自体は十二回やる、又併せて指定

都市には六回なら六回貸すんだ、そうして一カ年十八回やる、こういううにして、現在の六十カ所足らざるの競輪場を生かして行くといううこと、このほうは、私は現在の閉催回数の制限というものは即選挙数が不足しておるからどうしても閉催回数を制限しなくちやならないのではないかと、こういううなことに

なりまして、むしろ選挙の数を増加して頂きますならば、この閉催回数の制限というものは或る程度何とか妥協的な、もう少し施行者自体が困らない形でやつて行けるじやないか、こんなふうにお考えおるので、私自体から考へますならば、選挙数はもつと増加させて頂くほうが、閉催回数の制限という問題にもからまつて来る、又選挙自体としまして、そのほうが今の私は五千三百人か四百人のものでは、どう

してもこれは不足しておるのではないかと、私の案で行きますならば、七千名以上のかたがおられますならば、閉催回数の制限という問題も、もう少し妥協的のものができるといふうな考えを持つておるので、委員のおつしやるほど、私は選挙の数が増加しても心配ないじやないか、こういううなふうには私は考へておるのであります。この点については、のちほど施行者協議会のほうからも一つ御意見を承わりたいと思つております。

なお、今度選挙の収入実態調査というのを頂戴しまして、まだよくは見えておりませんが、私どもの手許で調査したところによりますと、大体一カ年間の平均所得額というものは、A級の選手におきましては、月四万三千三百九十五円という数字が出ておるのであります。これはレース賞金が二万八千六

十七円、参加費が一万五千三百二十八円というもので、合計が四万三千三百九十五円、B級の選手が、レース賞金が、一万四千四百一十一円、参加費が一

万九千七百七円、合計二万五千三百十八円、女子の選手がレース賞金が一万九千四百七十一円、参加費が一万四千七百八十七円、合計三万四千二百五十八円、こういううな数字が出ておりますので、私どもから考へますならば、平均所得が非常に低いということは私に考へられぬ。若しこれに難点があるといはしますならば、賞金そのものの制

度が何か難点がありまして、そして下に薄く上に厚過ぎるのだといううなことじやないかと思つておりました、こういううな面は一つ再度委員会として現実の問題をとらえて再検討してみたい、こういううに思つておりました、決して選挙の収入実態調査とい

うものを先般と似たか選手から証言のありましたような二十五万円一年に取りますしても、二十万円は経費にかかつてしまつてしまつた数字は私に頭から納得でき得ないのであります、そういううな点から行きますならば、今のA級、B級、女子といううな選手諸君の平均収入というものでなく、上下を一つ調べて頂きます、そういううのによつて、多分この選挙の収入実態調査というものを見ればわかると思つておられますけれども、こういううな面

で一つ考へて行かなくちやならぬ問題が出て来るじやないか、これは私の意見であります、先ほど申し上げました選挙数の問題に關して一つ施行者協議会のほうから閉催回数の制限と併せて御意見を承わりたいと思はします。

○島清君 その前に境野委員と私は改めてここに改正法案が出たときに意見があるならば討論をするのが当り前だと思はしますが、ただ私の希望意見に對してはすぐ反駁をされましたので、この際私の意見を申述べて置いたほうがよろしいかと思はしますので申し上げますが、今競輪場が六十カ所あるといはして、現在五千八百八十三名の選手がどのくらい出られるかといふと、月に大体二・〇〇二回出られることになつておるんです。そうしますと、参加費だとか何とかといふものを入れます、ここに出ますのはA級の人が一万二千円、それからB級の人が六千八百円、女子が六千八百円という数字が出ておるんです。こういう一カ月の収入で各地方を廻らなければやつて行けないという選挙の生活の不安といふものはこれは推して知るべしでございます、現在以上で競輪の回数を殖やして行くという前提のものとあれば、これは競輪場が殖えたとも同様でございますから、そういう前提の下に御議論をしておられるといはしますならば、私が通産省に希望いたしました意見とは少し立論の根拠が違ひますので、むしろ私の議論を肯定されたようにも思はしますので、そういう意味で私の説明が足りなかつたといはしますならば、ここに補足をいたしまして説明をして置きます。

○参考人(田邊光次君) お答え申し上げます。島先生の御意見、境野先生の御意見、それらのお立場におけるところの御意見はいずれも御尤もな私は御意見だと拜聴いたしました。島先生の御意見に對する私の考え方といはします

ては、選挙の教というものをこれ以上

けておりまして一万五千二百八十円、女子におきましては二回六分の配分を受けておりまして一万七千六百四十円というふうな相成つていたのであります。ただこの分から選手は自分の持つている自転車の原価償却をもちに行かなければならぬし、或いは又大体二回と申しますと約八日間乃至九日間そこで宿泊しなければならぬ。七百円にいたしまして八日間としまして五千六百円の宿泊料を払う、こういうものを差引くわけでございますので、そういう費用も入つておられるわけでありまして、大体におきまして一応この額におきましてのいろ／＼の考え方はありましようと思つておるのであります。

なお、災害補償のことにつきまして、大体従来におきましても死亡、傷害等につきましては一応の基準を設けていたしておりますが、実は私も大体の点につきましては、実は私も大体におきまして施行者のやつておられる分と振興会のやつておられる分とを十分な点で非常な多いと申しますと率直に認めざるを得ないのであります。これらの点につきましては、実は昨年の九月から各施行者においでた取扱い状況につきまして調査をいたしてはいるのであります。一応この問題は選手のかたがたに重大な関係をもつ問題であり、又同時に公正明瞭な競争をやつて行く上において、施行者といつても十分検討をしなければならぬ問題だと考えますので、今回我々の考へておきますのは、一応の労働基準法を参考といたしまして、これに近い程度のもを一つ考へて参りたいと、かよう

に考へて目下いろ／＼成案を急いでおられるような状況でございます。なお、この点につきましては、通産省から指導を頂きまして……ただ私どものほうでは会の性質上全体の会をできるだけ早く開きまして、できるだけ早くというふうな基準を関係方面と折衝を遂げまして作りたく、かように考へておられるような次第でございます。

○境野清雄君 今の問題に關して通産省のほうの御意向も承るというふうなお話でございますけれども、通産省自体の御意向は如何ですか。
○説明員(吉岡千代三君) 只今辻事務局長から述べましたのと大体同じ考へております。

四段階階級くらいに分けたほうがいいのではないかと、こういうことを私は従来から非常に強く考へておるのでございまして、たまたま、連合会、施行者の両者のお集まりを願つたので、そこで私はそういうふうな問題に關して両者の御意見を承りたく、連合会が若しそれが是である、私の申上げるような賞金増というふうなものによつて解決できますならば、私は施行者のほうでそういうものが出し得るかどうかという点をお聞きしたい。合せて先ほど川崎の経済部長さんからもお話をうりましたように、それはあなたのほうでは一率には行かないのだ、こういうことに多分なるのだらうと思つて、若し一率にならん場合には、競輪場自体に對して、このA、B、C、Dの四段階階級をつけてもらひ、合せて選手諸君のほうもA、B、C、Dの四段階階級をつけてもらひ、そうしてAの階級はできるだけ、今よりもつと余分の賞金を増して頂けるといふやうな形態にもできるのではないかと、そういうふうな考へておられるのですが、先ずその点連合会から御意見を承りたくと思つておられます。

○参考人(石坂善五郎君) 只今境野先生から選手階級の四段階階級に設けたらどうかという御意見を承つたのであります。従来は男子におきまして三階級、女子におきまして二階級に分れておつたのであります。昨年の春頃でありましたか、男子についてA、Bの二つの階級に引直したのであります。これはレースを編成する上におきましてやりやすいということ、それから従来C級でありました新人選手が約一年間出場いたしておりました、相当

足も上昇してある、こういう点から考へて、A、Bの二つの段階にいたした次第でありまして、併しながらこれは詳細に分ければ各人とも実力の相違が多少はあるのでありまして、何段階かいかという点につきまして、なか／＼むすかしい点と、それから選手階級の難易という点から考へて参りますので……、こういうふうな考へておられます。四段階階級に編成上におきましては四段階階級に分けたほうがいいんじやなからうかといふふうな考へ方で目下研究中であります。以上であります。

○参考人(辻松一君) 只今の境野先生の御質問にお答えをいたしたいと思つて、それにつきまして一応現在の選手収入につきまして調べたことをちよつと申上げたいと思つておられます。実は昨年一月から十二月までの選手賞金の大体の状況を、これは平均でありまして、調査をいたしたのであります。これによりまして全国的車券の売上高が約四百八十七億一千四百万円でありまして、そうして選手の賞金に出しました金額は二十一億八千五百万円と相成つておられます。大体これを賞金別に見ますと、いわゆる普通の賞金で出しましたものが約十三億二千二百七十万円。それから参加賞におきまして出しましたものが八億六千二百五十八万円というふうに相成つておられます。これを選手の大体の一人当たりの平均について見ますと、一年間を通じて見まして大体平均が三十九万九千七百三十三円という平均額になつておられます。これを月割にいたしますと三万三千二百五十六円ということに相成つておられます。これを参加

賞と普通賞金に見ますと、普通賞金におきまして二万六千円強と、それから参加賞におきまして平均が一万三千二百六十四円というふうなことに相成つておられるのが現状でありまして、これは売上げの総額に對して四、五％、施行者の取得金に對して一八％と相成つておられます。なお二十六年度におきます賞金総額は右のような状況でございますが、これは御承知のよう中止後のひどい制限開催の状況でありまして、昨年の十月までは大体におきまして最も大きな競輪場は大体四日開催で参つておられるというふうなそういう制限下におきましての賞金でありまして、これを先ず本年の状況について考へて見ますと、丁度昨年の十二月全国一斉に六日制をやつておりましたので、大体十二月の賞金というものを基礎といたしましていろ／＼と推定をいたして見ますと、賞金の大体一人当たりの平均は四万一千円くらいになるのではなからうかと思つておられます。多分四万二千円の賞金額が多いか少いかという点については、いろいろ議論があるかと思つて、又我々も選ばれた五千人の選手でありますので、相当これは高く評価しなければならぬと思つておられます。この点につきましては、なお賞金の問題を、もう少し四段階階級にして、そうして上げたかどうかというふうなことでございまして、極めて重要な問題でございますので、いろ／＼と四段階階級は賞金の増額というふうなことにございまして十分一つ検討をいたしまして考へて見たい、かように考へる次第でございます。何しろそういう問題になりますと、一応

総会に諮らなければ責任あるお答えが
できないのであります。できるだけ選
手の生活の安定ができて、そうし
て一つ安心をして走つて頂けるよう
な状態に持つて行くことができるよう
にあらゆる点から賞金の問題も十分検討
をいたしたいと考へておる次第
であります。

○境野清雄君 通産省にお伺いいたし
たいのですが、先般来私どもが選手諸
君或いは振興会、今日も又施行者とい
う方面の御意見をいろいろ承つたの
ですが、どうもいろいろ考へまして
も、三者の間に相当食い違ひがある
という事は、もう委員の諸君も認めて
頂いておることだろうと思つてあり
ますけれども、従来施行者と振興会、
選手というものの三者が一堂に会しま
して、お互いに忌憚のない意見を述べ
るとか何とかいうような措置は通産省
として講じておつたのかどうか。又若
し講じておらないといたしますなら
ば、今後一つ通産省の首頭とて振興
会とそれから施行者と選手というもの
をとき／＼お寄せ願つて、そうして意
見の完全な交換をするその斡旋の勞を
私はとつて頂きたい、こういうふう
に思つてありますけれども、その辺如
何ですか、お答え願ひたいと思いま
す。

○説明員(吉岡千代三君) 施行者と振
興会との関係につきましては、施行者
の会合には必ず振興会の代表者を出席
せしめ、又振興会の会合には辻事務局長
に必ず出て頂く、こういう仕組みで
やつております。勿論私どもは両方
も出席いたしております。それから更
に通産省、連合会、施行者協議会の間
におきましては、特に最近においてお

互いに十分この中央団体間の意思の疎
通を図る必要があるという考へを以ち
まして、昨年の暮あたりから毎月一回
定例的に会合をいたしまして意見を交
換し合うということにいたしてありま
す。

それから選手の問題は、率直に申上
げまして従来これはや振興会、特に
連合会がこの責任を負ひ過ぎておつた
という感じがいたします。選手に対す
る給与の問題その他は、これは振興会
というものは御承知のように大体にお
きまして施行者から運営に要する事務
の委任を受け、又それに必要な交付金
を受けまして実務をやる機関でありま
して、例えて申しますと選手に対する
給与をどうこうするという問題の処理
ということになりまして、これはどう
しても施行者が実質的の負担者にな
る、こういう関係であります。ただ従
来いろいろ関係からそういう形にな
つておりましたのであります。これ
では適当でないのじやないかという考
えの下に今後は御趣旨のような点につ
いて十分考へたいと思ひます。なお先
般来特に選手の実生活の美態なり
又多数の選手の実生活の美態なり
を反映して頂く意味におきまして、各地
方別に振興会と選手との懇談会を定例
的に開催いたしました。これには関係
の施行者、通産省等も必ず出席するよ
うにということを示してございませ
う。現在そのように運営されてお
ると思ひますが、今後なおこれらの制度
を通じまして十分に御指摘の点につ
いては考へて参りたいと思つてありま
す。

をとつておられる、そうしてそれを通
産省が指導しておられるということ
を承つたのでありますけれども、私ど
もはその点いささか納得でき得ない
ところがあるので、いつも私は施行者の
ほうと連合会と寄つたものは、儀礼的
な問題で私は寄つておるのじやない
か。と申しますことは、これはいつも
起る問題でありますけれども、今日で
はいわゆる弱小競輪場というような
ものが松本一カ所になつたようであ
りますが、従来彌彦や松江にありま
したうなときにおきまして、振興会の連
合会としては弱小競輪場は廃止する
ほうが是なりということ、最初委員
会においても証言せられており、施行
者のほうはこれは維持育成してもら
わなくちや困るんだと、こういうよう
な問題はいつも解決しないように、私
どもは対立的な意見なように考へてお
る。又競輪場の登録というやうな問題
に關しても、これは完全にお話合ひが
ついておらない。三〇%の率にしまし
てもこれはいつも完全にその話がつ
いておらないので、私はゆく／＼一番心
配しておりますのは、各地区の振興会と
施行者というやうなもの、各地方の
者は三分の一より低い点、自分のほ
うでやればやがて二・五でできるの
じやないかと、二でできるのじやない
かというやうなことがどうも振興会と
施行者との間にトラブルが起る何か痛
いものなやうに私どもは考へて持つて
おるのであります。若し従来このや
うなこの施行者と連合会との懇談会
をやつておりましたら、一つそういう
点も通産省自体でも勿論お気付きの
ことだと思つてありますけれども、間
断なく御意見をもう少し交換して頂

まして、そうして表面にこの両者がそ
ういふやうな懇談会をやつていてとい
うことを無視したやうなことが出て
来ないやうに一つ御指導願ひたい。併
せて従来から聞いておられるこの選
手諸君といふものが、まあ言ひ換
えまますならば連合会の隷屬的なもの
だといふやうな扱いを受けておるや
に聞いておられますので、これも一つ
三位一体といふやうな形から言ひ
まして、施行者と連合会と選手
の諸君と選手の諸君、こういうもの
一つ改めてお考へを願ひまして本年
度の競輪に対しては三者を一体にす
るやうに、格段な一つ通産省にお
斡旋を願ひたいと思ひます。

○島清君 選手の問題につきま
して、選手会のほうからの要望に基
きまして、以来関係者の諸君の意見
を聞きまして、頂いたのでございま
すが、大体通産省にいたしましては、
選手会にいたしましては、選手会
の育成を願ひたい、そしてそのた
めには指導も行なつて行きたいとい
うお説でございまして、委員会のほ
うではきよ／＼な答弁を頂くのであ
りますが、併し外部から、私たちが
選手諸君からじかに受ける情報とい
うのは、委員会の御答弁とは非常に
異なるものがあるものであります。例
えば一がそういう国会に強力な要求
をするところの競輪に対する批判が
起つて来て、世評が高まつて来て、
又眠つておる、結局競輪はつぶれる
のである、つぶれたら一番誰が困る
のだ、一番困るのは選手諸君しや
ないかと、こういうやうなことを外
部から呼びかけられると、むしろそ
ういふことは選手諸君からすれば威
圧を持つた

ふうに受取るやうであります。幸
い吉岡部長にお聞きしたいのは、選
手諸君のそういう動きに対して現在
の競輪を危機に陥れるやうな要素
があると思はれるかどうか御説明を
願ひたいと思ひます。

○説明員(吉岡千代三君) 動きと申
されるのは、私実はいろいろな噂と申
しますが、いろいろなことをまあ断片
的には聞いておられますので、私ども
承知しておる限りにおきましては、
そういう虞は別にならぬと思ひます。
どうもそれ以上別段知識がござい
ませんので、お答えいたしかねませ
ん。

○島清君 よくわかりました。選手
の諸君が、ここに提示してあります
ところの選手の要望事項、それが現
向つて努力し、結成することにつ
いては、何人が競輪の危機を言
おうとも競輪の危機はないと、私
どももそう信じております。若し競
輪の危機を、選手諸君が正当な立
場において、正当の機関を通じて要
望すること自体が競輪の危機を招
くものであると説く者があつたとい
はしますならば、その人こそ、その
団体こそ私は競輪の危機を包蔵し
ておるところのものであると、そう
考へます。

もう一点お聞きしたいのは、最近強
力な……、振興会の内部において、
振興会は相当競輪等のためには貢
献をして来たのである、従つてもう
ここまで發達した競輪はむしろ施行
者、並びに選手諸君に任じて、振興
会は職場のほうに帰るべきではない
かというやうな意見があるやに聞
いておられます。これは私は最初成
るほど振興会ができた時は時分
には、自転車業者の諸君が振興
会を結成して、そして若干の出資

なし、そうして配当の若干を期待したかと思ひますが、併しながらでき上つて見ますと、そこに利益の対象にならないところの公益法人というものができてしまつて、ちつとも……何と言いますか、所期の目的とは違つてしまつた、そこで振興会側のほうから、やはり自分たちのほうはその持分に帰つて、職場のほうに戻るべきであるという声も、私は聞えるのは、何か納得できるような気がするものであります。従ひましてその声は全体的ではないやうであります、この声が強くなつて参りました場合に、現在の振興会がなくとも競輪というものは健全に運営されると思われるかどうか。又その声というものの……何と言いますか、正当性と言いますか、何と言いますか、そういうものについて御説明が願へるならば煩わしいと思ひます。

○説明員(吉岡千代三君) 振興会も各府県にございまして、個々にございましては、我々も十分現状を以て満足しておるわけではありませんが、併しながら全体的に見ました場合に、私は率直に申し上げまして、世間的に考えられておるようなものとは……むしろ実態はそう悪くないと実は考えております。殊に振興会の役員等にも、これはいろいろ／＼なかがおられますが、併しながらその責任者といつたしましては、一般的に見まして、現在の他の団体等の水準に比べまして、必ずしも見劣りを感じないやうに考えております。ただそういふかたは、これは個人としては甚だ御迷惑なことでありまして、相場の工場を持ち、事業を持つておられるかたを役員にお願ひしておるわけでありまして、併しながら私はむしろ或

の意味において、ああいう仕事を迷惑に考へるといふやうなかたにやつてもらうことが、むしろ適切な面が又あるわけでありまして、振興会を通じて自分の収入所得を圖るとか、これを何らかの基礎にするといふことでは、むしろ困るわけでありまして、どういふ意味でそういう御意見が出てくるかよく存じませぬけれども、むしろ非常に喜んでやつておられなかつたにこそ、むしろそういうことをお願ひしたいという面も一つお考え願ひたいと思ひます。なお施行者自身がやるといふことは、やはり一つのいわば興行でありますので、これは地方団体みずからの職員が、これをやるという事は適當でないと思ひます。ただ併しながら一面におきまして、いろいろ／＼世間の批判も受けつつやらなければならぬ仕事でありますので、或いは純粹にこれを企業、乃至は興行としての成績だけを取上げますならば、或いは民間のさういふ興行専門家に任せればさういふ意味においては成績が挙がるかと思ひますが、併し現状におきましてはやはりこの競輪の運営というものは、常に施行者みずからが自己を反省し、いわばこれを世間に遠慮しながらやつて頂くのが先ず適當であらう。さういふ意味におきましては現在のやうな形において施行者が運営の最終責任を持ち、その実務は公益法人たる振興会がやつて行く、この形態が適當であらうと考へております。

○島清君 實際に競輪を施行いたしました場合に、いろいろ／＼と選手の内八百長問題といふものが過去においては起つて参つたのでございまして、その関係からいたしまして、競輪場には、特

に関西方面には好ましくないとこの人々の介在が余りにも多過ぎるといふことを聞いております。例えば八百長がない場合でも、八百長だ、八百長だと言つて騒いで、そしてその競輪主催者のほうでこの責任を負えない場合には、よし一つ俺に任せようといふやうな、八百長だといふて事件を起さして、そしてこれを自分が責任を負うことによつて生活をしていく人々が、大勢ではないでしょうか、あるやに私たちが聞いております。さういふ問題に對しまして、適當な取締の方針を通過省側は持つておられるか、乃至施行者側におかれましては、この問題に對してどういふふうな対策を持つておられるか、併せてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(田邊光次君) お答えいたします。とにかく世界に類例のない競技をこれから固めて恒久的なものに仕上げようといふその過程におきましてこのいろいろ／＼な問題が社会に提供されている事實は、我々もよくわかつておるわけでございますから、施行者におきましては、又振興会におきましても同様でございますが、私どもは折角この国会でこういう立派な法律を議員提出の下に作つて頂いたのでございまして、この法の趣旨に合致するように一つの模範的な運営を行ひまして、この地方財政に寄与するといふ面につきまして大いに努力したいといふやうに熱意を持つて私どもはやつておるのでございまして、それにつきましては毎日々々、にち／＼が強い反省をございまして、我々施行者におきましては振興会におきまして是非難あるところをいろいろ／＼と直ちに解剖しては、反

省すべきものは直ちに反省して、そして恒久的なものに固めさせて頂きたい。さういふふうな日々念慮しつゝ我々は運営をいたしては行つてございまして。従ひまして今度のやうな改正法案を議員さんに取上げて頂きましたことは、私も心から感謝をいたしては行つてございまして、さういふ法案を、折角改正も第七次案を重ねまして、相当立派なものが練られておるやうに考へておりますが、私も施行者の立場におきましては一日も早くこれを通過させるやう委員の皆様におきましては御盡力を頂きたい。さういふやうに考へております。

○説明員(吉岡千代三君) いわゆる八百長の問題についてお答えいたしますが、最近におきましては甚だ遺憾なことであります。選手の内八百長不正レースは完全に断つたといふことは申しかねるのであります。ただこの競輪施行者なり、その他の通産当局からも監督官が参ります。又警備の関係で警察官も常時来て頂いておられます。さういふ人々の知識が非常に進んで参りましたので、レースを見ておりました少しかかるといふときには直ちに当該レース終了後選手を呼びまして事情を調べることになつております。従ひまして最近におきましてはファンが騒ぎ出して不正レースの意味において騒擾を起しておるといふやうな例は殆んど断つております。それでいろいろ／＼な、今申上げましたやうな面で不正事実が発覚しまして当該選手が処罰されるという事は遺憾ながら断つておられますが、現在の状況は大體その程度でございまして。

問とはちよつと違ひやあしませんが。○島清君 違ひます。八百長屋の……○説明員(吉岡千代三君) 従ひましてその騒擾的な雰囲気が出るというやうなことがありませんので、それを利用して騒ぐといふことも最近では断つておるやうに考へます。○島清君 それは吉岡さん、関西でも全然ないですか。○説明員(吉岡千代三君) 私の就任いたしましたのは実は昨年の九月でございますが、それ以後におきましては殆んどさういふことは聞いておりません。○委員長(結城安次君) 速記をとめて下さい。○委員長(結城安次君) 速記を始めて下さい。

○島清君 ただ一点だけ辻さんにちよつとお聞きしたいのですが、さつきのことですが、有力な、例えば大阪の振興会あたりから私がお聞きしたやうなことは、もはやここまで発達した競輪に振興会はまあ関与しなくともよからう、一本立ちでできるのではないかとさういふやうな考へ方を持つておるやうに私たちが聞いておりますが、さういふ声が拡がって参りました場合に、振興会が全面的に職場に帰つて身を引くといふ場合に、競輪のほうに支障を来たさないかどうか。それとも又それはないほうかよろしい、とは辻さんの口からはおつしやれまいと思ひますが、若しこれが身を引くといふやうなことになるやうな、何かそれに代るべきものがないければ競輪の運営はやつて行けないかどうかをお聞きしたいと思ひます。○参考人(辻松一君) 只今の島先生の

御質問は、競輪運営上振興会がなくなつてもできるかと、こういうふうなところのようでありますが、これは大体大部分が競輪の実施につきましては競技面に関係を持つ部分が多に多いのであります。従いまして若し仮に振興会がやめるといふことになりますれば、どうしてもそれに代るものがないればできないといふふうな考へるのであります。ただ私も考へまして、一番慣れっております現在の振興会が担任をして行くといふふうな行き方が一番よろしいように考へられます。

○境野清雄君 私も一つだけ施行者側にお聞きしたいと思つておられるものが、私どもとしては例えはこの競輪場をお持ちになつておられるものか、県であるとか、それぞれ違ふと思つておられますけれども、そのうちの市であります場合は、何か競輪運営委員といふものに全市会議員がなつておるといふような場所もありまふようであり、又場所によりましては競輪委員会といふようなものがありまして、僅かに十名か十五名くらいのかたがそれをやつておられるように聞いておるのでありますけれども、この車券購入といふ問題で、施行者側である市なり或いは県なりの県会議員なり或いは市会議員なり、直接競輪に關連してある人は、私の個人の考へとしては、当該競輪場においては車券購入は禁止するほうが是しやないかといふふうには私に思つておられますが、施行者側としての御意見はどんなものでありますか、お伺いしたいと思つておられます。

○参考人(鈴木隆君) 只今の境野先生の御意見でございますが、競輪に關する者の、競輪運営委員とおつしやられたらどうかといふような御意見のようには拜聴いたしましたのであります。勿論競輪の開催執務に携わります者は全部條例によりまして禁止されておられるが、ただ只今お話のありました運営委員と申します、市の開催に市會議員さんがたま／＼運営委員といふ肩書を持つて競輪場に参つておられる場合がございまして、實際の場合この運営委員さんは車券を求めておられるようでありまふが、これは條例にも禁止してございませぬ。開催執務委員と申しまして、開催の事務に携わる者は、何たることを問はず、全部これは地方自治体の條例によつて禁止されておられます。

○境野清雄君 私のお聞きしたいのは、私どもが各方面から聞いておられる点によりまして、運営委員の諸君にむしる車券を購入させないほうがその市の県のためになるのじやないか、例へば私どもが聞いておられる範囲におきましても、他の指定都市へ既設の競輪場を貸すといふような場合に絡み合ひましても、相当いろ／＼私どもは問題を耳にしておられますので、そういう点から言ひまして、市會議員全員が運営委員をなすつておられるなら、勿論執務委員の場合は、これは申すまでもないのであります。運営委員自体にも私は当該競輪場におきましては車券を買わせないといふほうがむしろ各市各県が明朗化するのではないかと、こういうふうな考へて、私は自分の意見としていづれこれは委員会でも申上げようと思つたのであります。たま／＼い機会でありますから、参りました施行者の

皆様がたの御意見はどうかと思つてお伺ひしたわけでございます。

○参考人(田邊光次君) 今の境野先生の御質問は、私は非常に背筋に値するものがあるといふふうな考へておられるわけなのでございます。但し、埼玉県の鈴木さんから今お答えいたしましたのは、狭義に解釈いたしました。まあ執務委員でないからといふ理由で大目に見ておるといふような解釈をとつてお答えをいたしましたわけでございますが、現実は今鈴木さんのお答えいたしました通りなものであります。併し境野先生が申されたような点も、私どもは明朗な競輪の運営をする上におきましては、やはり広義に解釈して、こういう議員さんたる運営委員さんも車券を買わなはいほうが最もよろしいのだ。こういうふうな私どもは考へます。

○境野清雄君 もう一つ連合会のほうにお聞きしたいのでありますけれども、これも私見であります。大体従来は地方の自転車振興会といふもの、理事、監事といふものは、総員そのまゝ競輪施行に當りまして執務委員になつておられる。こういうことは相当矛盾があるのではないかと、言い換へれば、執務委員といふものと、振興会の役員といふものが、不可分なものでなく、私は可分論が正當じやないか、こういうふうな考へておられますので、私の考へとしては、理事或いは監事が即そのまゝ競輪執務委員でなく、何名かのかたは執務委員になりましても、他は適材適所のほうが私にはやはり競輪の運行の上には非常によいのではないかと、こういうふうな考へておられますが、そういう面に対して一つ小西理事長さんからお考へておりましたらお伺ひしたいと思つておられます。

○参考人(小西要君) お答えいたします。私は境野先生の御意見に全部御賛成をいたします。同意見でございます。

○鳥清君 二、三点、大変恐縮ですが、質問して頂きます。辻さんにお聞きしたいのですが、先ほど振興会側のほうから身を引きたいという声があるが、そういう場合に、そういう意見が強かつた場合に、競輪施行に當つて支障を来たすかどうかといふことをお尋ねいたしましたとき、御返事を頂きましたのが、今度は反対のほうに……今は施行者側と振興会のほうで万事相談をしてやつておられるようでございますが、併し事重大な問題になりますと、選手側とも相談をしておられるようです。例へば通産省の機械局のほうから出しておられますところの指令通達を見ますと、開催可否の決定、例へば雨が降つて開催できるかできないかといふこと、重大な判定をしなければならぬといふときには、選手とも相談をしないといふような指示をしておられるようでございます。これは今日選手と相談をしなければ、こういうふうな重大な問題の解決はできないのだといふことの一つの証拠だと思つておられますが、従いまして選手と相談を、振興会も連合会も指定しませんで、これからは、例へば通産省の指令通達にも現われておるような形でもつと競輪の施行全面について参画して、健全な運営に寄与したいといふような意見を持つておられますが、この点についてはつまり選手も三位一体となつて貢献して行きたいといふ考へ方を持つておられますが、施行者側の辻さんはこの選手側の要望については如何にお考へてございませぬか。

○参考人(辻松一君) 只今鳥先生から、競輪の運営については三位一体となつてやることについてはどうかといふふうなお話でありまして、大体理論的に申しますと、競輪の運営の中心は施行者でありまして、競技面は振興会に委託をいたしますし、又選手とは出場契約を結んでやるというのが一応理窟から申しましたあり方でございますが、併しながら競輪の実際の運営の面からこれを見ますときに、振興会も選手も極めて重要な役割を果しておるのであります。この三者の歩調がうまく揃わなければ公正明朗な競輪といふものは行われぬといふふうにお考へられますので、私ども、先生の考へたように三者が極力協力をおつしやるようになつて参るようになつておつしやるといふ努力をいたしたいと、かように考へておられます。

○鳥清君 通産省側にお聞きしたいのであります。私は吉岡部長が見えに前にも連合会側のほうに向ひまして、どうも非常に競輪の実施に當つて重要な役割と、而も専門的な技術を要するような執務委員といふようなかたが、一つの地域的な団体に所属しておるので、これは非常に双方共に遺憾のようには思ふのだが、これを少し合理化するために、連合会のほうに、例へば審判員のみを団体としておつしやるといふ考へも持つておられますが、そういうものをおつしやるといふ考へも持つておられますが、その技術の向上なり、健全な競輪の運営に非常によいのではないかと、こ

行方側は如何にお考へてございませぬか。

いうことを申上げたのでありますが、この点につきましては吉岡部長はどうか、おとうにお考えでございますか、ちよつと御説明を願いたいと思ひます。

○説明員(群議第一郎君) 代りましてお答えいたします。現在連合会の中に団体を作つて、そういつたことをすることは考えておりませんが、審判員の全国的な会議でありますとか、或いは管理に關係いたしてあります人たちの全国的な集まりを連合会と主催いたしまして、それ／＼全国的に統一した技術を普及したいというふうにご考へております。

○委員長(結城安次君) どうも本日は誠に皆さん長い時間有難うございませう。お蔭様で……本日はこれで散会いたします。

午後四時十五分散会

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁